



家附の継子とは？

相続人の確定は、これで大丈夫???



1 相続法

わが国の民法は明治31年に施行されて以来、度々改正されましたが、相続の適用に関しては、以下のとおりとなっています。

- ①旧民法：昭和22年5月2日以前に開始した相続に適用
- ②日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律（民法の応急措置法）
：昭和22年5月3日から昭和22年12月31日の間に開始した相続に適用
- ③新民法：昭和23年1月1日以後に開始した相続に適用
- ④相続法の改正：昭和37年の一部改正、昭和55年の一部改正、平成11年の一部改正、平成16年の一部改正

旧民法では家督相続の制度がありましたが、応急措置法から家督相続が廃止されました。また、相続分、代襲相続に関しても昭和55年の改正で変化がありました。

権利調査、特に相続人の調査をするときには、相続法の改正の知識とその内容の理解はなくてはならないものとなっています。

2 民法附則（昭和23年1月1日施行）

相続に関する適用法は、相続開始日（被相続人の死亡日）により判断し、その適用法に基づいて相続人・相続分の確定をすることになります。

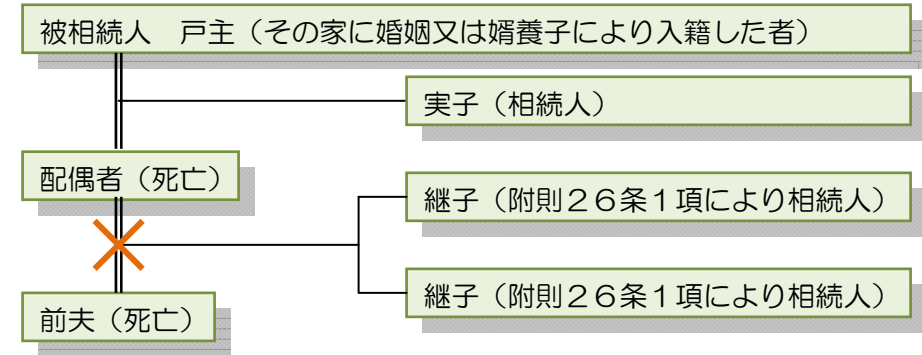
ところが、新民法では相続人に含まれない者（下記の例）が、相続人となる場合があります。

旧民法（728条）においては継親子関係も法定血族として相続権が認められていましたが、新民法においては姻族一親等の関係となり相続権は認められないこととなります。（継親子関係、嫡母庶子関係は応急措置法施行時（昭和22年5月3日）に失効する。）しかし、戸主たる継親が死亡しても配偶者の子として婚姻の当時からその家の子である継子はその家の財産を相続できないことになると、余りにもその者の利益を損なうことになるので民法附則26条1項に特則を設けて保護しています。

附則26条1項は「応急措置法施行の際、戸主が、婚姻または養子縁組により他家から入った者であるとき、家附の継子は、新法施行後に開始される相続につき嫡出子と同一の権利義務を有する。」と規定しています。家附の継子とは、亡くなった戸主がその家に婚姻または養子縁組によって入籍する前にその家で出生していた配偶者の実子のことです。戸籍の記載は「継子男」、「継子女」となります。

例としては、被相続人が応急措置法施行の際における戸主であり、かつ配偶者の家に婚姻又は婿養子により入籍した者である場合が考えられます。

例



戸主	入籍日	昭和22年5月2日以前
戸主	死亡日	昭和23年1月1日以降

結局、上記の例では、附則26条1項により実子のみならず継子も相続人になります。一例ですのでいろいろなパターンが考えられますが、一部の相続人を除いた遺産分割協議は無効ですし、相続登記をすることはできません。

権利調査では、相続法など関係各法の理解が不可欠になりますので、相続人の確定には適用される法律の調査も慎重にならざるをえません。

3 まとめ

権利調査に関して民法附則26条1項を取り上げましたが、他にも被相続人が外国籍である場合や、相続人（配偶者及びび子）が外国籍の場合とか、戸籍に長男がいたであろう形跡（子の身分が二男から始まっている）があるにもかかわらず、収集したどの戸籍にも長男が記載されていない場合等、権利調査においては様々なケースがあり、専門的な知識は不可欠です。



社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3
Tel: 03-3359-3345 Fax: 03-3359-3370
URL: <http://www.tokyo-koshoku.or.jp/>